

■ Article ■

組織再編行為に伴う借入れと同族会社行為計算否認

——ユニバーサルミュージック事件最高裁判決

最高裁令和4年4月21日判決（令和2年（行ヒ）第303号）

民集76巻4号480頁

弁護士・税理士 安田 雄飛

【事実の概要】

X（被上告人）は、音楽・テレビ・映画等のメディア事業を営む多国籍企業グループの音楽事業を担当する部門（以下「本件音楽部門」という。）において、日本を統括する会社として、平成20年10月7日に設立された合同会社であり、内国法人である。

Xは、同月29日、本件音楽部門に属していた複数の既存の日本の関連会社の全株式を、グループ企業から約866億円を借り入れて（以下「本件借入れ」という。）購入し、その関連会社の一部を吸収合併（以下「本件合併」という。）するなどの組織再編成に係る取引（以下、一連の取引を総称して「本件組織再編取引等」という。）を行った。本件組織再編取引等は、①本件音楽部門のオランダ法人全体の負債を軽減するための弁済資金を調達すること、②日本の関連会社を1社の傘下にまとめること、③日本における音楽出版社を合併により1社とすること等、8つの目的を同時に達成することを企図するものであった。

従前は、Xが吸収合併した日本の関連会社において多額の利益が生じていたところ、本件組織再編取引等の後は、Xにおいて本件借入れに係る多額の支払利息が計上されることとなった。本件借入れに係る返済期間は20年、利率は年6.8%（6年経過後は年5.9%）とされ、これらの条件はXの予想される利益に基づいて決定された。

Xは、平成20年12月期から平成24年12月期までの各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）に係る法人税の確定申告において、本件借入れに係る支払利息（以下「本件支払利息」という。）の額（益金の額の過半に上る）を損金算入した。これに対し、課税庁が法人税法132条1項によりその原因となる行為を否認し、Xの所得金額に本件支払利息の額を加算して法人税の更正処分等を行った。

第一審（東京地判令和元年6月27日民集76巻4号532頁）ではXの請求が認容されて更正処分等が取り消され、控訴審（東京高判令和2年6月24日民集76巻4号659頁）でも第一審の結論が維持された。

【判旨】

上告棄却。

1. 「〔法人税法132条1項〕にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、同族会社等の行為又は計

算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいう」。

2. 「同族会社等による金銭の借入れが上記の経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきものであるところ、本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる。そして、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、①当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である。」
3. (1) (本件組織再編取引等に事業目的があった旨を判示した上)「本件組織再編取引等は、これらの目的を同時に達成する取引として通常は想定されないものとはいい難い……。」

「もっとも、本件組織再編取引等には、〔8つの目的の一つとして〕日本の関連会社の資本構成に負債を導入する目的があったところ、本件合併以後の事業年度である平成21年12月期から平成24年12月期までの本件支払利息の額は、これを損金の額に算入すると法人税の額が大幅に減少することとなるものであったこと等からすれば、上記目的には、多額の利益を生じていたUMKK〔被上告人が吸収合併した日本の関連会社〕の事業を承継した被上告人に対して多額の利息債務を負担させることにより、被上告人の税負担の減少をもたらすことが含まれていたといわざるを得ない。

しかしながら、本件組織再編取引等には、税負担の減少以外に、前記に説示したとおりの目的があり、これらは、本件組織再編取引等を行う合理的な理由となるものと評価することができる。」

「以上によれば、本件組織再編取引等は、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるとまではいえず、また、税負担の減少以外に本件組織再編取引等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものであるということが出来る。

そうすると、本件組織再編取引等は、これを全体としてみたときには、経済的合理性を欠くものであるとまでいうことはできず、本件借入れは、その目的において不合理と評価されるものではない。」

(2) 「本件借入れは無担保で行われ、被上告人は本件借入れが一因となって最終的に貸借対照表上は債務超過となっていることがうかがわれるなど、本件借入れには独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引とは異なる点もある。

しかしながら、……借入金額が用途との関係で不当に高額であるなどの事情もうかがわれない。また、本件借入れの約定のうち利息及び返済期間については、被上告人の予想される利益に基づいて決定されており、現に、本件借入れに係る利息の支払が困難になったなどの事情はうかがわれない。

そうすると、上記の点があることをもって、本件借入れが不自然、不合理なものとはいい難い。」

4. 「以上の諸事情を総合的に考慮すれば、本件借入れは、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものとはいえない。

したがって、本件借入れは、法人税法 132 条 1 項にいう『これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』には当たらない。」

【解説】

1. 不当性要件の判断枠組みに関する従前の判例等

法人税法上の行為計算否認規定における「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」（以下「不当性要件」という。）の意義について判示した重要な先例として、ヤフー事件・IDCF 事件最高裁判決（最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 巻 2 号 242 頁及び最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 巻 2 号 470 頁）がある。両判決は、法人税法 132 条の 2《組織再編成に係る行為又は計算の否認》における不当性要件の意義について、「法人の行為又は計算が組織再編成に関する税制……に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいうと解すべき」とした上で、「その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である」とした。これは、同条の解釈につき、いわゆる制度濫用基準の考え方を採用することを明確にしつつ、濫用の有無の判断に当たっての考慮事情として、経済的合理性基準に係る通説的見解¹の考え方を取り込んだものとされている²。

これに対し、法人税法132条1項における不当性要件の意義については、「経済的合理性を欠くと認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものであり、経済的合理性を欠く場合には、独立当事者間の通常取引と異なっている場合を含むものと解するのが相当」としたIBM事件控訴審判決（東京高判平成27年3月25日判時2267号24頁³）があるものの、最高裁の判断は示されていないかった。

2. 本判決の判断枠組み

本判決は、法人税法132条1項における不当性要件の意義について、「経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くもの」をいうとの理解を示し、経済的合理性基準を採用することを明らかにした（【判旨】1）。この点、第一審判決は、経済的合理性を欠くか否かは、「法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきもの」と、経済的合理性が認められる場合をかなり限定するかのような考え方を示していたが、本判決はこのような考え方は採用しなかった⁴。

その上で、借入れの経済的合理性の有無については、借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきとし、さらに、組織再編成に係る一連の取引全体の経済的合理性がその一環として行われた借入れの目的の合理性に影響を与えるという整理⁵の下で、当該一連の取引全体の経済的合理性の判断に当たっての考慮要素として、ヤフー・IDCF事件最高裁判決と同様の要素を挙げた（【判旨】2）。

また、IBM事件控訴審判決が、独立当事者間の通常取引と異なっている場合には常に経済的合理性を欠くこととなるかのようにも読める判示をしていた（上記1）のに対し、本判決は、本件借入れにつき、独立当事者間の通常取引と異なる点があることを指摘しつつ、結論として不自然、不合理なものとはいえないと判示したものであり（【判旨】3(2)）、独立当事者間の通常取引との相違を経済的合理性を判定する一考慮要素として位置付けたものと思われる⁶。同族会社が行う行為計算は、同族会社であるがゆえに独立当事者間の通常取引と異なる点がある場合も少なくないと思われるところ、それらが全て経済的合理性を欠くものであるとみることは妥当でないであろう⁷。

3. 本判決の当てはめの特徴

本判決は、本件借入れの目的が不合理か否かを先に検討した上で、融資条件等の諸事情を考慮して本件借入れの経済的合理性の有無を判断した⁸。そして、前者の点については、本件組織再編取引等が経済的合理性を欠くものとまでいえないことをもって、本件借入れの目的は不合理ではないと判断した（【判旨】3(1)）。

他方で、本判決は、本件組織再編取引等の目的には×に税負担の減少をもたらすことが含まれていたこと（同(1)）、また、本件借入れに独立当事者間で通常行われる取引とは異なる点があることを指摘しており（同(2)）、これらは、本件借入れの経済的合理性を否定する方向の事情として指摘されたものと思われる⁹。それでも本判決が結論として本件借入れの経済的合理性を否定するに至らなかったのは、やはり本件組織再編取引等を全体としてみたときに合理的な理由となる事業目的が存在したことによる影響が大きいと思われる。本判決は、本件組織再編取引等や本件借入れの目的が不合理でない場合もその手順・方法・条件等が不自然であれば経済的合理性を欠くと判断する余地を残しているものの、これらの点の不自然さについてあまり踏み込んだ検討はしていないように見える¹⁰。このような本判決の判断のあり方を踏まえると、法人税法132条の適用を受けないために、行為の事業目的をあらかじめ整理しておくことの重要性が改めて意識されるだろう¹¹。

以上

-
- ¹ 「行為・計算が経済的合理性を欠いている場合とは、それが異常ないし変則的で、租税回避以外にそのような行為・計算を行ったことにつき、正当で合理的な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合のこと」とする見解（金子宏『租税法〔第24版〕』542頁）。
 - ² 徳地淳＝林史高「判解」最判解民事編（平成28年度）106頁、107頁。
 - ³ 最判平成28年2月18日税資266号順号12802により上告不受理。
 - ⁴ 大竹敬人「本件判解」法曹時報76巻1号309頁は、本判決が第一審の判断枠組みを採用しなかったのは、同族会社等により容易に行われやすい租税回避行為を是正して租税に係る負担の適正化を図るという法人税法132条1項の趣旨を考慮したものとする。
 - ⁵ 大竹・前掲注(4)309頁は、控訴審判決ではヤフー・IDCF事件と同様の考慮要素をどのように位置付けるかが必ずしも明確でなかったところ、本判決は、本件組織再編取引等の経済的合理性は、本件借入れの目的の合理性に影響するものであることを示すことにより、上記の位置付けを整理したものであると考えられるとする。
 - ⁶ 大竹・前掲注(4)309頁、吉村政穂「本件判批」ジュリスト1593号117頁。
 - ⁷ 大竹・前掲注(4)315頁の注(16)は、「仮に例外なき独立当事者間取引基準を採用すべきものとする、およそ企業グループ内における組織再編成に係る借入れ等の行為について、独立当事者間の取引とは異なっていることから経済的合理性を欠くなどという評価がされることになりかねない」とする。
 - ⁸ 吉村・前掲注(6)117頁。
 - ⁹ 大竹・前掲注(4)310頁、311頁。
 - ¹⁰ 山口亮子「本件判批」ビジネス法務2022年10月号130頁は、法人税法132条の2に関する制度濫用基準との比較で、課税庁にとっても、税制の趣旨に反するものかどうかは判断が容易であるのに対して、経済的な観点から不自然かの判断は非常に難しく、132条の適用は132条の2の適用に比して課税庁にとってハードルを高く設定されたような印象を受けるとする。

-
- ¹¹ 本判決の主な評釈として、既に挙げたもののほか、田中治・税研 224 号 92 頁、太田洋＝増田貴都・国際税務 2022 年 7 月号 72 頁、藤原健太郎・ジュリスト 1575 号 10 頁、本部勝大・令和 4 年度重判解 178 頁、藤岡祐治・NBL1240 号 11 頁等がある。